

No. 1343 (2026. 2.27)

データセンターをめぐる動向

- はじめに
- I データセンターの概要
- 1 データセンターとは
 - 2 データセンターの立地
 - 3 データセンターの主要事業者
 - 4 データセンターをめぐる課題
- II 政府の取組
- 1 デジタルインフラ (DC 等) 整備に関する有識者会合
 - 2 ワット・ビット連携官民懇談会
 - 3 GX 産業構造実現のための GX 産業立地ワーキンググループ
- III 地方公共団体の取組
- 1 栃木県栃木市
 - 2 東京都江東区
 - 3 京都府相楽郡精華町
- おわりに

キーワード：データセンター、AI、DX、GX

- AI の普及や DX の進展に伴い、デジタル化社会を支えるインフラとして、データセンターの役割が一層重要になっている。
- データセンターをめぐる主な課題には、東京圏一極集中、電力需要の増加、地域との共生がある。このような課題に対し、政府は検討会を設置し、解決に向けた取組を進めている。
- 地方公共団体においてもデータセンターをめぐる取組が見られる。本稿では、栃木県栃木市におけるデータセンターの誘致事例、東京都江東区及び京都府相楽郡精華町におけるデータセンターと地域との共生に向けた取組を紹介する。

国立国会図書館 調査及び立法考査局

経済産業課 むらまつ かつひろ
村松 克洋

第 1 3 4 3 号

はじめに

人工知能（AI）の普及や、デジタルトランスフォーメーション（DX）の進展により、社会のデジタル化が加速している。このような変化に伴い、膨大な情報の処理・保存を担うインフラとして、データセンター（DC）の役割がますます重要になってきており、全国各地で整備が進められている。そのような中、データセンターをめぐる課題も指摘されるようになってきた。

本稿では、データセンターの概況や課題、政府及び地方公共団体におけるデータセンターに関する検討・取組の状況を整理する。まず、Ⅰにおいて、データセンターの概況を確認した後、データセンターをめぐる主な課題として、東京圏一極集中、電力需要の増加、地域との共生を取り上げる。次に、Ⅱにおいて政府の取組を整理し、Ⅲにおいて地方公共団体の取組事例を紹介する。地方公共団体の事例としては、栃木県栃木市、東京都江東区及び京都府相楽郡精華町の取組を取り上げる¹。

Ⅰ データセンターの概要

1 データセンターとは

データセンターとは、一般的に「インターネット用のサーバ [ママ] やデータ通信、固定・携帯・IP 電話などの装置を設置・運用することに特化した建物の総称」²であるとされる。

データセンターには、多数の専用ラックが設置されており、サーバーやネットワーク機器等が収容されている。また、これらの機器を安定的に稼働させるため、冷却・空調設備や大量の電力を安定供給するための電源設備が整備されているほか、災害が発生した場合に備え、大容量の蓄電池や自家発電装置も備えられている³。

近年では、AI の普及などを背景にデータセンターへの需要が高まっており、全国で整備が進められている⁴。これに伴い、我が国におけるデータセンターサービス⁵の市場規模も拡大傾向にあり、令和 5（2023）年の 2 兆 7361 億円から、令和 10（2028）年には 5 兆 812 億円に達すると見込まれている⁶。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、令和 8（2026）年 2 月 12 日である。

¹ 筆者は、栃木市役所、江東区役所及び精華町役場を訪問してヒアリング調査を行った。御多忙の折、御協力いただいた皆様に、この場を借りて感謝申し上げます。本稿のⅢにおいて、出典を明記していない情報は、聴取内容及び訪問先から提供された資料に基づくものであるが、その文責は筆者に帰す。

² 「データセンターとは」日本データセンター協会ウェブサイト <<https://www.jdcc.or.jp/activity/datacenter/>>

³ 『データセンターの開発・運営計画資料集』総合ユニコム、2020、pp.6-8；杉浦日出夫『AI時代のビジネスを支える「データセンター」読本 改訂版』幻冬舎メディアコンサルティング、2023、pp.34-36。

⁴ 「建設ラッシュの光と影—データセンター—」『日経コンピュータ』1137号、2025.1.9、pp.30-32；「沸騰するデータセンター経済圏の全貌（バブルか、リアルか データセンター急拡大！；沸騰するデータセンター経済圏の全貌）」『週刊東洋経済』7219号、2025.2.15、pp.42-44。

⁵ データセンターサービスとは、データセンター内の場所を利用者に提供するコロケーション（ハウジング）サービスや、インターネット等を通じてデータセンターの保有するサーバー等の計算資源を利用者に提供するクラウドサービスなどを指す。

⁶ IDC Japan「国内データセンターサービス市場予測、2024年～2028年」2024.10、『情報通信白書 令和7年版』総務省、2025、pp.99-100。<<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r07/pdf/00zentai.pdf>> に引用

2 データセンターの立地

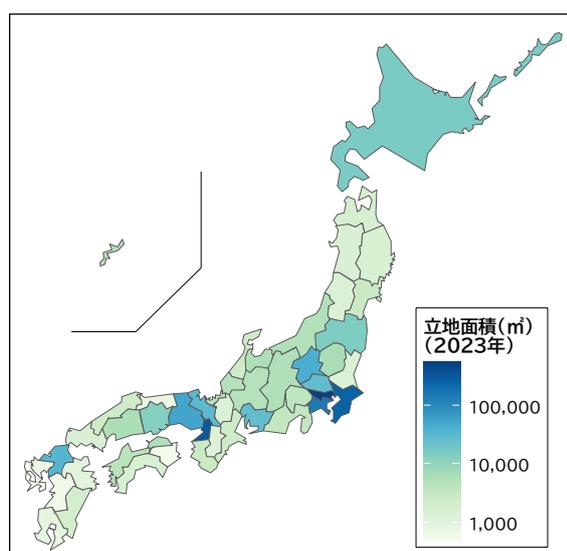
(1) 現状

我が国のデータセンターは、一部の地域、特に東京圏に集中している。

全国のデータセンター立地面積のうち、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）の立地面積は約6割を占める。東京圏の中では、その多くが東京都に集積しており、千代田区、中央区、港区（以下「都心三区」）のほか、江東区、品川区、渋谷区等を中心に立地しているとされる⁷。大阪圏（京都府、大阪府、兵庫県、奈良県）の立地面積は、全国の約2割を占め、東京圏・大阪圏を合わせると8割を超える。

都道府県別・地域別の立地状況は、図1及び表1のとおりである。

図1 都道府県別データセンター立地状況



(出典) 第三部調査・編集『データセンタービジネス市場調査総覧 市場編 2024年版』富士キメラ総研, 2024, p.15; Susumu Tanimura, *Nippon Map: Japanese Map Data and Functions*, R package version 0.2, 2018. <<https://cran.r-project.org/package=NipponMap>> 等を基に筆者作成。

表1 地域別データセンター立地状況

	地域別データセンター立地面積／棟数 (2023年)			
	面積 (m ²)	構成比 (%)	棟数 (棟)	構成比 (%)
北海道	17,290	1.0	16	3.1
東北	25,590	1.5	40	7.8
関東 (うち東京圏)	1,070,450 (1,017,950)	63.7 (60.6)	194 (177)	38.0 (34.7)
中部	69,150	4.1	78	15.3
関西 (うち大阪圏)	411,550 (407,050)	24.5 (24.2)	84 (77)	16.5 (15.1)
中国／四国	37,920	2.3	49	9.6
九州／沖縄	47,960	2.9	49	9.6
合計	1,679,910	100	510	100

(出典) 第三部調査・編集『データセンタービジネス市場調査総覧 市場編 2024年版』富士キメラ総研, 2024, p.15 を基に筆者作成。

(2) 経緯

我が国におけるデータセンターの歴史的な経緯を概観すれば、以下のとおりである⁸。

1960年代から1990年代にかけては、メインフレーム（大型汎用コンピュータ）を中心とした情報システムが、大企業や金融機関において普及した。メインフレームは巨大で電力消費も大きかったことから、情報処理サービス事業者が、専用の建物である電算センターを建設してサービスを提供した。これがデータセンターの前身であるとされる。電算センターは、情報処理サービス事業者の地方拠点としての役割もあったため、都心・地方を問わず整備された。

1990年代から2000年代前半にかけては、インターネットの普及に伴い、インターネットデー

⁷ 『データセンターの開発・運営計画資料集』前掲注(3), pp.18, 22.

⁸ 本項の記述は、別に注記がない限り、次の資料に基づく。同上, pp.12-18; 日本政策投資銀行企業金融第2部「データセンター業界レポート～データセンター業界の最新の動向～」2021.11, p.7. <<https://www.dbj.jp/upload/investigate/docs/7bc378cf5bd122f31476e2cfb14a7825.pdf>>

タセンター (Internet Data Center: iDC)⁹が登場して整備が進められた。この当時、データセンターは都心三区を中心に整備されたが、これはインターネットエクスチェンジ (Internet eXchange: IX)¹⁰が主に同地域で構築されたことによる。このような動きを通じて、東京圏にデータセンターが集積し、一極集中の状況が形成されていくこととなった。

2000年代後半には、用地確保の容易さなどを背景に、江東区、品川区、大田区等の湾岸地域で整備が進められた。また、東日本大震災以降は、事業継続計画 (Business Continuity Plan: BCP)の観点も重視され、都心から15～60km圏内の東京都多摩市、千葉県印西市¹¹といった郊外が立地場所として選ばれるようになった。このような動きも、東京圏におけるデータセンターの立地割合を押し上げることにつながった。

2010年代後半以降は、クラウドサービスやAIなど、サーバー等の計算資源を大量に必要とする新しい技術の発展と普及を背景に、大規模なデータセンターの整備が活発化している。

(3) 適地

データセンターの整備に当たっては、電力や通信ネットワークなど、表2に挙げる条件を満たすことが望ましいとされる。しかし、これらの条件を満たす土地は、全国的にもある程度限定される¹²。

表2 データセンターの整備に求められる条件

観点	概要
電力	多数のサーバーを安定的に稼働させるためには、大量の電力を常時供給する必要がある。通常は、高電圧の電力を確保するために、「特別高圧線」が引き込まれる。停電リスクに備えるため、電力系統の冗長化も求められる。
通信ネットワーク	データセンターのサーバーは、通信回線を介して利用されるため、高速大容量通信が可能な通信環境を構築する必要がある。また、通信ネットワークは冗長化することが求められる。
遅延 (レイテンシー) *	近年、頻繁にデータを送受信し、高い応答性を必要とするアプリケーションが増加している。これらのアプリケーションの利用者やIXとの近接性を考慮すると、東京圏や大阪圏の中心地から50km以内が望ましいとされる。
自然災害リスク	自然災害は、データセンター事業における最大のリスクである。自然災害による洪水や液状化等のリスクが低い土地が望ましい。

* データの転送要求をしてから、実際にデータが転送されるまでの所要時間のこと。物理的な距離が大きくなると、遅延時間も長くなる。

(出典) 日本政策投資銀行企業金融第2部「データセンター業界レポート～データセンター業界の最新の動向～」2021.11, p.11. <<https://www.dbj.jp/upload/investigate/docs/7bc378cf5bd122f31476e2cfb14a7825.pdf>>; 『データセンターの開発・運営計画資料集』総合ユニコム, 2020, pp.35-40等を基に筆者作成。

3 データセンターの主要事業者

データセンターに関係する主要な事業者は、表3のとおり整理できる。我が国のデータセンターは、これまで主にSIer (システムインテグレーター)系や通信キャリア系の事業者によって整備されてきたが、近年は海外のクラウド事業者系の事業者による日本市場への参入が本格

⁹ インターネットへの接続サービスを提供する専用のデータセンターのこと。

¹⁰ インターネット接続サービスを提供する事業者 (Internet Service Provider: ISP) やiDCを相互に接続する拠点のこと。

¹¹ 千葉県印西市へのデータセンターの集積動向については、小宮山功一朗・小泉悠『サイバースペースの地政学』早川書房, 2024, pp.34-38も参照。

¹² 杉浦 前掲注(3), pp.61-63。

化してきている¹³。

表3 データセンター関連事業者の分類

分類	概要	データセンターの保有状況	事業者例
SIer (システムインテグレーター) 系	主業はシステム開発や運用管理等の IT サービス。サーバー等の製造販売に付随して、データセンター事業を展開	自社でデータセンターを保有することが多かった。近年では、他社のデータセンターを賃借するケースも増加	NEC、富士通、野村総研、伊藤忠テクノソリューションズ、TIS 等
通信キャリア系	自社保有の通信回線サービスの付帯価値として、旧通信局舎等を活用したデータセンター事業を展開	旧通信局舎などをデータセンターに転用	NTT コミュニケーションズ (現 NTT ドコモビジネス)、KDDI、Colt、NTT 東日本、NTT 西日本等
クラウド事業者系	クラウドサービスを提供	国内では、他社のデータセンターを賃借してサービスを提供する傾向	AWS (Amazon Web Services)、Microsoft、Salesforce、Google、IIJ 等
データセンター特化	データセンターを自社で開発・保有し、他社へ賃貸する不動産賃貸業としてのデータセンター事業を展開	自社で大規模なデータセンターを開発・保有・運営	アット東京、さくらインターネット、IDC フロンティア、Equinix、MC デジタル・リアルティ等

(出典) 日本政策投資銀行企業金融第 2 部「データセンター業界レポート～データセンター業界の最新の動向～」2021.11, p.10. <<https://www.dbj.jp/upload/investigate/docs/7bc378cf5bd122f31476e2cfb14a7825.pdf>> を基に筆者作成。

4 データセンターをめぐる課題

データセンターをめぐる主な課題として、東京圏一極集中、電力需要の増加、地域との共生が挙げられる。

(1) 東京圏一極集中

データセンターが東京圏に一極集中していることは、主に災害対策の観点から問題となる¹⁴。例えば、仮に東京圏で大規模な自然災害が発生した場合には、データセンターが一極集中していることにより、東京圏で利用される通信や情報サービスに加え、地方のデータ処理にも影響が及ぶ可能性がある。我が国全体で情報通信サービスが機能不全に陥ることを防ぐため、データセンターを地方へ分散することが求められている¹⁵。

¹³ 『データセンターの開発・運営計画資料集』前掲注(3), pp.14-15; 日本政策投資銀行企業金融第 2 部 前掲注(8)

¹⁴ 東京圏一極集中による問題には、災害対策以外にも、再生可能エネルギー等を利用する際に非効率となることや、通信ネットワーク上の非効率があることが指摘されている (経済産業省・総務省「デジタルインフラ (DC 等) 整備に関する有識者会合 中間とりまとめ」2022.1, pp.5-6. (国立国会図書館インターネット資料収集保存事業 (WARP) により保存されたページ) <https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/14065469/www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/joho/conference/digital_infrastructure/0003/torimatome01.pdf>)。

¹⁵ 同上

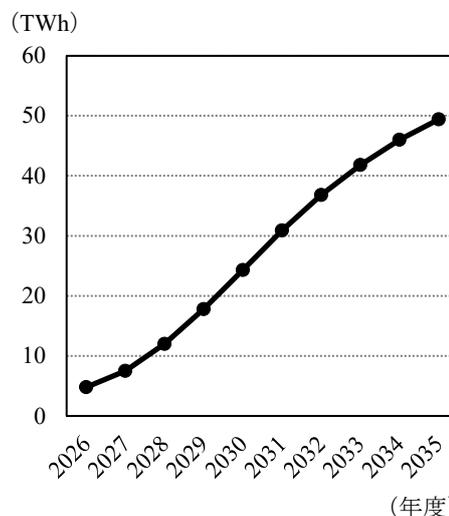
(2) 電力需要の増加

将来の電力需要について、電力広域的運営推進機関¹⁶による想定では、全国の需要電力量は、令和 7 (2025) 年度推定実績の 803TWh¹⁷から令和 17 (2035) 年度には 846TWh に達し、データセンターの新增設に伴う電力需要の増分は、同期間において、49TWh とされている (図 2)¹⁸。人口減少や節電・省エネ等による需要の減少に比べ、経済成長やデータセンター等の新增設による増加¹⁹の影響が大きいと見込まれている。このような見通しの中で、新たな電力インフラの整備や既存の電力インフラの有効活用²⁰、グリーントランスフォーメーション (GX) との両立が課題となる²¹。

(3) 地域との共生

データセンターの建設が活発化する中、住宅近隣地に大規模データセンターが建設される事例も増加している²²。そのような中、地域住民がデータセンターの冷却・空調設備からの排熱や騒音による生活環境への悪影響などを懸念し²³、建設計画が中止される事例も見られる²⁴。データセンターの

図 2 データセンターの新增設に伴う需要電力量の想定



(出典) 電力広域的運営推進機関「全国及び供給区域ごとの需要想定 (2026 年度)」2026.1.21, p.13. <https://www.occto.or.jp/assets/news/juyousoutei/260121_juyousoutei_r1.pdf>を基に筆者作成。

¹⁶ 電力広域的運営推進機関は、電気事業法 (昭和 39 年法律第 170 号) に基づき、電気事業の広域的運営を推進することを目的として、平成 27 (2015) 年 4 月に設立された認可法人である。

¹⁷ 1TWh (テラワットアワー) は、10 億 kWh (キロワットアワー)。

¹⁸ 電力広域的運営推進機関「全国及び供給区域ごとの需要想定 (2026 年度)」2026.1.21, pp.4-6, 13. <https://www.occto.or.jp/assets/news/juyousoutei/260121_juyousoutei_r1.pdf>

¹⁹ AI の普及に伴い、データセンターの電力消費量は世界的にも増加傾向にあり、今後もその傾向が続くことが指摘されている (International Energy Agency, *Energy and AI*, 2025. <<https://www.iea.org/reports/energy-and-ai>>)。

²⁰ 電力インフラを整備するためには、相当程度の期間を要する。千葉県印西市では、集積するデータセンターの電力需要に供給が追いつかない状況にあり、同市で新規に電力供給を申請した場合には、新たな変電所の建設に時間を要するため、供給開始までに 10 年程度を要するとの報道も見られる (佐々木大智「相模原市、次の「データセンター銀座」狙う 人気の印西市は電力 10 年待ち」『日経ビジネス』(電子版) 2025.6.4.)。

²¹ 総務省・経済産業省「ワット・ビット連携官民懇談会 事務局説明資料」(ワット・ビット連携官民懇談会第 1 回資料 1-2) 2025.3.21, pp.9-10. 経済産業省ウェブサイト <https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/watt_bit/pdf/001_01_02.pdf>; 内閣官房 GX 実行推進室「GX 産業構造実現のための GX 産業立地政策について」(GX 産業構造実現のための GX 産業立地ワーキンググループ第 1 回資料 2) 2025.4.15, pp.28-29. <https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gx_jikkou_kai/sangyoritchi_wg/dai1/shiryo_shisangyoritchi_wg.pdf>

²² 住宅近隣地にもデータセンターが建設される背景として、建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) に基づき地域ごとに建設可能な建物を定めた「用途規制」において、データセンターが明確に位置付けられておらず、「事務所」等として扱われることがあると指摘されている (「データセンター 「実態は工場に近い」」『読売新聞』(千葉版) 2025.6.7.)。

²³ 佐藤一郎教授 (国立情報学研究所) は、住宅近隣地にデータセンターを建設した場合、生活環境に影響が出ることは否定できないとしている (「こちら特報部 データセンター 市民反発 (下) 地元への情報開示不可欠」『東京新聞』2025.4.5.)。一方で、日本データセンター協会は、データセンターと一般的な工場・物流施設等を比較すると、大気汚染や騒音、振動・衝撃などの環境負荷は小さく、また、排熱が近隣に及ぼす影響はほとんどないと考えられるとしている (増永直大「「データセンター」とは」2025.10.2, pp.7-8. 日本データセンター協会ウェブサイト <https://www.jdcc.or.jp/wp/wp-content/themes/jdccTheme/pdf/datacenter/about_2510.pdf>)。

²⁴ 「データセンターが「迷惑施設」扱いに―千葉や東京で続く反対運動 住宅近接と大規模化が原因に―」『日経 NETWORK』290 号, 2024.6, pp.16-19.

建設に当たっては、データセンターが地域住民や周辺事業者等、地域社会に与える影響に配慮し、理解を得ることが重要であると考えられる。

以下では、これらの課題に対する政府及び地方公共団体の取組を整理する。

II 政府の取組

データセンターをめぐる東京圏一極集中や、電力需要の増加といった課題については、政府において検討・取組が進められている。本章では、政府が設置した検討会の動向を整理する。

1 デジタルインフラ（DC等）整備に関する有識者会合

「デジタルインフラ（DC等）整備に関する有識者会合」は、データセンターや5G、通信網等のいわゆる「デジタルインフラ」に関する課題に取り組むため、総務省及び経済産業省が、令和3（2021）年に設置したものである²⁵。同会合では、レジリエンス強化やエネルギー・通信の確保といったデジタルインフラの立地に係る要件の検討が行われ、データセンターについても、東京圏一極集中の是正に向けて、地方分散に関する施策が検討された。同会合による「中間とりまとめ」のうちデータセンターに関係する部分の概要は、表4のとおりである。

表4 中間とりまとめの概要（デジタルインフラ（DC等）整備に関する有識者会合）

文書	公表年月	概要
中間とりまとめ	令和4（2022）年1月	災害等へのレジリエンス強化や、再生可能エネルギー等の効率的活用など、大型データセンター（「拠点データセンター」）の分散立地を進める際に重視されるべき事項を整理
中間とりまとめ 2.0	令和5（2023）年5月	東京圏・大阪圏を補完・代替する中核拠点としての北海道・九州への整備促進、地域ごとの状況に応じた分散型データセンターの整備促進等の方針を提示
中間とりまとめ 3.0	令和6（2024）年10月	データセンターの分散立地の更なる推進や、データセンターによる電力需要の増加を見越したGX政策との連携等の方針を提示

（注）「中間とりまとめ」の内容のうち、データセンターに関する部分を抜粋して整理した。

（出典）経済産業省・総務省「デジタルインフラ（DC等）整備に関する有識者会合 中間とりまとめ」2022.1, pp.8-10.（国立国会図書館インターネット資料収集保存事業（WARP）により保存されたページ）<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/14065469/www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/joho/conference/digital_infrastructure/0003/torimatome01.pdf>; 同「デジタルインフラ（DC等）整備に関する有識者会合 中間とりまとめ2.0」2023.5, pp.15-20. <https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/joho/conference/digital_infrastructure/0006/torimatome2_01.pdf>; 同「デジタルインフラ（DC等）整備に関する有識者会合 中間とりまとめ3.0」2024.10, pp.8-11. <https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/joho/conference/digital_infrastructure/0011/torimatome3r_honbun.pdf> を基に筆者作成。

これらの検討結果を踏まえ、具体的な取組も進められている。

総務省では、「データセンター、海底ケーブル等の地方分散によるデジタルインフラ強靱（じん）化事業」を実施している。同事業は、デジタルインフラ整備基金（特定電気通信施設等整備推進基金）を通じて、データセンター等の整備を補助するものであり、同事業に係る予算額

²⁵ 経済産業省・総務省「デジタルインフラ（DC等）整備に関する有識者会合の開催について」（第1回デジタルインフラ（DC等）整備に関する有識者会合 資料2）2021.10.19.（国立国会図書館インターネット資料収集保存事業（WARP）により保存されたページ）<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/14065469/www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/joho/conference/digital_infrastructure/0001/02.pdf>

は令和6(2024)年度までの累計で720億円となっている²⁶。同事業では、北海道や九州などの地方のデータセンターの建設計画が補助されている²⁷。

また、経済産業省では、「データセンター地方拠点整備事業費補助金」事業を実施している。同事業は、データセンターの新規拠点の整備に当たって必要となる土地造成費用やデータセンター施設などの整備費用の一部を支援するものであり、最大300億円が補助される。同事業では、北海道苫小牧市におけるデータセンターの整備計画が採択された²⁸。

2 ワット・ビット連携官民懇談会

「デジタルインフラ(DC等)整備に関する有識者会合」の議論を受けて、令和7(2025)年以降は、総務省及び経済産業省による「ワット・ビット連携官民懇談会」(以下「懇談会」)が開催されている。懇談会は、大量の電力を必要とするデータセンターを迅速に整備するためには、電力と通信の効果的な連携(「ワット・ビット連携」)が重要であるとして、主に電力・通信インフラの効率的な整備・活用の観点から、データセンターの立地について検討を行っている²⁹。懇談会は、令和7(2025)年6月、検討結果として「取りまとめ1.0」を公表した。

「取りまとめ1.0」では、データセンターの東京圏一極集中への対応として、データセンターが地方創生にも寄与する可能性があることに触れ、DXの推進や国土強靱化にも資するデータセンターの地方分散を継続的に促進するとされた³⁰。

また、電力需要の増加については、当面のデータセンター需要への対応として、既存の電力系統設備の余力を最大限かつより迅速に利用可能とすることを念頭に、必要な取組を行うとした。また、早期に電力供給が可能な場所を示した「ウェルカムゾーンマップ」を活用し、データセンターの適地誘導を促進するとしている³¹。さらに、一定の地域にデータセンターを集積させる意義を踏まえ、長期的に複数の集積拠点を造成することを目指し、地域を選定した上で、インフラの整備を目指すとする方針が示された³²。

地域との共生については、地域資源を一方向的に消費するのではなく、持続可能な形で地域社会と共生することが不可欠であることを官民で再確認し、データセンター事業者は、立地地域

²⁶ 「デジタルインフラ整備基金概要」p.2. 総務省ウェブサイト(国立国会図書館インターネット資料収集保存事業(WARP)により保存されたページ) <https://warp.ndl.go.jp/web/20250302230008/https://www.soumu.go.jp/main_content/000992793.pdf> 令和3(2021)年度補正予算により500億円、令和5(2023)年度補正予算により100億円、令和6(2024)年度補正予算により120億円が措置されている。

²⁷ 「令和3年度補正予算「データセンター、海底ケーブル等の地方分散によるデジタルインフラ強靱化事業」に係る基金設置法人による間接補助事業者の採択」2022.6.27. 総務省ウェブサイト <https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban04_02000208.html>; 「令和6年度補正予算「データセンター等の地方分散によるデジタルインフラ強靱化事業」に係る基金設置法人による間接補助事業者の採択」2025.9.25. 同 <https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban04_02000267.html> なお、間接補助の対象には、栃木県栃木市(Ⅲ1(2))及び京都府相楽郡精華町(Ⅲ3(1))におけるNTTグローバルデータセンターによるデータセンターの建設が含まれる。

²⁸ 商務情報政策局情報産業課高度情報技術産業戦略室「令和5年度「データセンター地方拠点整備事業費補助金」の採択結果について」2023.11.7. 経済産業省ウェブサイト <<https://www.meti.go.jp/information/publicoffer/saitaku/2023/s231107001.html>>

²⁹ 「「ワット・ビット連携官民懇談会」開催要綱」(ワット・ビット連携官民懇談会第1回 資料1-1)2025.3.21. 経済産業省ウェブサイト <https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/watt_bit/pdf/001_01_01.pdf>

³⁰ 総務省・経済産業省「ワット・ビット連携官民懇談会 取りまとめ1.0」2025.6, pp.11-12. <https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/watt_bit/pdf/20250612_1.pdf>

³¹ 同上, pp.4-5.

³² 一定の地域にデータセンターを集積させることには、電力・通信インフラの整備を効率的に行うことができるというメリットがあるとされる(同上, pp.8-9.)。

に対して説明する機会を設ける等により、丁寧な合意形成に努めるとされている³³。

これらの施策に加え、データセンター自体の省エネルギー化を促進するため、新設データセンターのエネルギー効率基準を設定するとしている³⁴。

3 GX 産業構造実現のための GX 産業立地ワーキンググループ

「GX 産業構造実現のための GX 産業立地ワーキンググループ」（以下「GX ワーキンググループ」）は、令和 7（2025）年 4 月に内閣の「GX 実行会議」の下に設置された検討体である³⁵。同年 2 月に閣議決定された「GX2040 ビジョン」において示された「GX 産業立地」³⁶という方向性を踏まえ、具体的な施策の検討を行うことを目的としている。

GX ワーキンググループにおける検討を踏まえ、令和 7（2025）年 8 月、「GX 戦略地域制度」が創設された³⁷。GX 戦略地域制度とは、GX 産業立地の推進に当たって有望な地域を「GX 戦略地域」として選定し、当該地域において規制改革や支援策を一体的に講じるものである。同制度では、GX 産業立地についての取組が類型化され³⁸、データセンターに関する取組は、電力系統等のインフラに配慮した GX 型のデータセンターの適正立地を目指す取組・計画（「データセンター集積型」）として位置付けられた³⁹。

また、令和 7（2025）年 12 月には、GX ワーキンググループによる「中間とりまとめ」が公表され、GX 戦略地域制度で支援対象となる地域の選定方法や支援内容が具体化された。地域の選定方法については、現実的にデータセンター集積拠点の形成が可能であって、データセンターを活用した競争力強化を実現できる地方公共団体を厳選する⁴⁰としている。支援内容については、基本的には地方公共団体による整備を促しつつ、データセンターの地方分散に貢献するものや、脱炭素電力を 100%活用して脱炭素電源立地地域に貢献するデータセンターに限り、その整備を支援するとしている⁴¹。このような方針に基づき、GX 戦略地域の選定に向けた公募

³³ 同上, p.14.

³⁴ 同上, pp.14-15.

³⁵ 「GX 産業構造実現のための GX 産業立地ワーキンググループの開催について」（GX 産業構造実現のための GX 産業立地ワーキンググループ第 1 回 資料 1）2025.4.15. 内閣官房ウェブサイト <https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gx_jikkou_kaigi/sangyoritchi_wg/dai1/shiryo_shisangyoritchi_wg.pdf>

³⁶ 「GX 産業立地」とは、「新たな産業用地の整備」と「脱炭素電源の整備」を一体で進め、地方創生と経済成長を目指す考え方とされる。「GX2040 ビジョン」では、脱炭素電力等のクリーンエネルギーの供給拠点には地域偏在性があることを踏まえ、クリーンエネルギーが豊富な地域に企業の投資を呼び込むことで、新たな産業集積拠点の構築を目指すとする方針も示されている（「GX2040 ビジョン～脱炭素成長型経済構造移行推進戦略 改訂～」（令和 7 年 2 月 18 日閣議決定）pp.11-12. 内閣官房ウェブサイト <https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gx_jikkou_kaigi/pdf/gx_2040_vision_kaitai.pdf>）。

³⁷ 「「GX 戦略地域」に関する提案募集を開始します」2025.8.26. 経済産業省ウェブサイト <<https://www.meti.go.jp/press/2025/08/20250826003/20250826003.html>>

³⁸ GX ワーキンググループによる「中間とりまとめ」では、「新たな産業クラスター」の創設を目指し、地域の選定を行う 3 類型（①コンビナート等再生型、②データセンター集積型、③脱炭素電源活用型）と、事業者選定を行う④脱炭素電源地域貢献型に類型化されている（内閣官房 GX 実行推進室「GX 戦略地域制度を通じた GX 産業クラスターの創出—中間とりまとめ—」2025.12.22, pp.3-5. <https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gx_jikkou_kaigi/sangyoritchi_wg/pdf/summary.pdf>）。

³⁹ 「「GX 戦略地域」に関する提案募集を開始します」前掲注(37)

⁴⁰ 地方公共団体の選定は、都道府県単位で行われるが、GX 戦略地域制度への公募申請は、都道府県のほか、都道府県が市区町村や民間事業者と連名（コンソーシアム等）で行うことも可能である（内閣官房 GX 実行推進室 前掲注(38), p.22.）。

⁴¹ 同上, pp.7-8.

が同月に開始された⁴²。今後、有識者によって構成される第三者審査委員会の審査を通じて、令和 8（2026）年夏頃に GX 戦略地域が選定される予定となっている⁴³。

Ⅲ 地方公共団体の取組

上記（Ⅱ1）のとおり、政府において、データセンターの地方分散のための検討・取組が進められる中、一部の地方公共団体では、地域経済の活性化などを目指し、データセンターの誘致が行われている。

他方で、データセンターの建設計画に対して地域住民が懸念を示し、データセンターと地域との共生が問題となる事例も見られる⁴⁴。このような課題に対して、一部の地方公共団体では、データセンターについて一定のルールを設ける動きも見られる。

本稿では、データセンターを積極的に誘致した事例として、栃木県栃木市の取組を紹介した後、地域との共生をめぐる課題解決に着手した事例として、東京都江東区及び京都府相楽郡精華町の取組を紹介する。

1 栃木県栃木市

(1) 概要

栃木市は、栃木県の南部に位置する人口約 15 万人の市である。同市は、東北自動車道と北関東自動車道が交わる交通環境をいかして、電気機械や輸送機械等の企業が立地しており、ものづくりが盛んである⁴⁵。

同市は、若年層の地域離れや人口減少を重要な課題として捉えており、デジタル社会に対応した企業誘致の施策として、データセンターの誘致を進めてきた。

(2) 取組

栃木市によるデータセンター誘致の取組は、経済産業省が令和 3（2021）年に公表した「半導体・デジタル産業戦略」⁴⁶を受けて開始された。栃木市は、取組の過程で、経済産業省と意見交換を行っており、令和 4（2022）年 4 月に経済産業省によって公表された「データセンター立地候補地」のリストに加えられた⁴⁷。

⁴² 「GX 戦略地域制度」経済産業省ウェブサイト <https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/gx_strategy_area.html>

⁴³ 経済産業省「「GX 戦略地域」の選定に関する公募要領（データセンター集積型）」2025.12.23, pp.7-8. <https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/gx_strategy_area/Yoryo_2.pdf>

⁴⁴ 『日経 NETWORK』前掲注(24)

⁴⁵ 「栃木市紹介」栃木市ウェブサイト <<https://www.city.tochigi.lg.jp/soshiki/4/1663.html>>; 栃木市「令和 7 年度版 栃木市 企業誘致のご案内」pp.2, 6. <<https://www.city.tochigi.lg.jp/uploaded/attachment/61115.pdf>>

⁴⁶ 経済産業省「半導体・デジタル産業戦略」2021.6.（国立国会図書館インターネット資料収集保存事業（WARP）により保存されたページ）<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11701448/www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/joho/conference/semicon_digital/20210603008-1.pdf> 同戦略は、「グローバルでビジネスを展開する事業者の利用するデータの集積地として、日本でのデータセンター立地を進め、日本がアジアの中核データセンターハブ（立地拠点）となることを目指す」とし、データセンターの国内立地や新拠点整備（最適配置）の促進に向けた施策を検討しているとしている（同, pp.21-23.）。

⁴⁷ 経済産業省は、データセンターの国内最適配置に向けて、令和 4（2022）年 1 月から 3 月にかけて、150 以上の地方公共団体と意見交換を実施し、「データセンター立地候補地」のリストを公表している（「データセンターの誘

次いで、同市は、「データセンター事業実施可能性調査」を実施し、その結果を令和5（2023）年3月に公表した。同調査は、栃木市がデータセンターの誘致を検討していた産業団地（栃木インターチェンジ（IC）周辺地区）について、送電線の敷設可否や自然災害リスク等の観点から、データセンターの立地や事業の実施可否を調査するものである。調査の結果、栃木IC周辺地区は、電力通信インフラや自然災害リスクの点で適地として確認された⁴⁸。また、同年には、東京都港区にサテライトオフィスを開設し、データセンター関係事業者等との関係構築も図られた。

このような取組の結果、NTTグローバルデータセンター株式会社が、栃木IC周辺地区にデータセンターを建設することが決定した⁴⁹。栃木市は、令和7（2025）年6月に、「栃木市産業基盤成長戦略」を公表しており、データセンターを含めた企業誘致に向けて、今後も産業用地を整備する方針としている⁵⁰。

2 東京都江東区

(1) 概要

江東区は、東京都の東南部に位置し、東京湾に面した人口約54万人の特別区である⁵¹。

同区は、前述（I2）のとおり、東京圏の中でもデータセンターが集中している地域の1つであり、通信キャリア系やデータセンター特化型事業者等のデータセンターが立地している⁵²。このように、同区には既に多くのデータセンターが立地しているが、データセンターに対する需要の高まりを受けて、新設計画も複数見られる⁵³。

(2) 取組

江東区では、データセンターを含む建築物の建設について、「江東区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」（昭和53年条例第33号）のほか、「江東区大規模建築

致に前向きな地方公共団体との意見交換を踏まえた今後のデータセンター拠点立地について」2022.4.12. 経済産業省ウェブサイト <<https://www.meti.go.jp/press/2022/04/20220412003/20220412003.html>>; 「意見交換を実施した地方公共団体のデータセンター立地候補地について」2022.4.12. 同 <<https://www.meti.go.jp/press/2022/04/20220412003/20220412003-1.pdf>>）。

⁴⁸ 栃木市「栃木インター周辺地区データセンター事業実施可能性調査報告書」2023.3, p.46. <<https://www.city.tochigi.lg.jp/uploaded/attachment/49144.pdf>> 同調査は、経済産業省による令和3年度補正予算「産業技術実用化開発事業費補助金（データセンター地方拠点整備事業費補助金（データセンター事業実施可能性調査）」の補助を受けて実施されている（同, p.1; 商務情報政策局情報産業課「令和3年度補正予算「産業技術実用化開発事業費補助金（データセンター地方拠点整備事業費補助金（データセンター事業実施可能性調査）」に係る補助事業者の採択結果について」2022.8.9. 経済産業省ウェブサイト <<https://www.meti.go.jp/information/publicoffer/saitaku/2022/s220809001.html>>）。

⁴⁹ 産業基盤整備課「栃木インター産業団地分譲に伴う分譲状況と内定企業について」2025.1.28, p.1. 栃木市ウェブサイト <<https://www.city.tochigi.lg.jp/uploaded/attachment/59510.pdf>>; NTTデータグループ・NTTグローバルデータセンター「栃木市に新たなデータセンター用地を取得」2025.2.5. <<https://www.nttdata.com/global/ja/news/topics/2025/020500/>> 本データセンターの建設は、総務省の「データセンター、海底ケーブル等の地方分散によるデジタルインフラ強靱化事業」による補助が行われることが決定している（「令和6年度補正予算「データセンター等の地方分散によるデジタルインフラ強靱化事業」に係る基金設置法人による間接補助事業者の採択」前掲注(27)）。

⁵⁰ 栃木市「栃木市産業基盤成長戦略 令和7年（2025）～令和16年（2034）」2025.6, pp.41-42. <<https://www.city.tochigi.lg.jp/uploaded/attachment/63002.pdf>>

⁵¹ 「江東区データブック2025（総論）」p.2. 江東区ウェブサイト <<https://www.city.koto.lg.jp/010162/kuse/tokeshiryodatabook/documents/data2025souron.pdf>>

⁵² 「データセンター一覧」日本データセンター協会ウェブサイト <<https://www.jdcc.or.jp/dclist/>>

⁵³ 「【江東区内に相次ぎデータC】塩浜1期は27年3月完成/千石は2万m²、25年内着工」『建設通信新聞 Digital』2025.3.13. <<https://www.kensetsunews.com/web-kan/1057375>>

物に係る建築計画の早期周知に関する指導要綱」⁵⁴が定められている⁵⁵。これらは、地域住民との紛争の予防や解消を目的として、一定規模以上の建築物を建設しようとする事業者に対して、建設計画の早期周知等を求めるものである。

しかし、データセンターの建設が相次ぐ中で、建設計画をめぐって、地域住民から生活環境への影響を不安視する問合せが寄せられるようになった⁵⁶。

このような状況を受け、同区は、令和 7 (2025) 年 3 月に「江東区データセンター建設対応方針」を公表した。同方針は、地域住民の不安の解消や、データセンター事業者と地域住民との良好な関係の構築を目的として、大規模データセンターの建設を予定している事業者に対して、より早期の建設計画の公表を求めるものである。また、建設計画に関する標識設置期日の前倒しや、屋外に設置する設備機器（空調室外機等）の位置の明示も求めている⁵⁷。

また、同区は、令和 7 (2025) 年 12 月、「江東区大規模データセンターに係る建築計画の早期周知に関する指導要綱」⁵⁸を制定した。同指導要綱では、大規模データセンターの建設事業者に対して、規模や構造等の事項に加え、日照や排熱、騒音などを含む生活環境配慮事項について、近隣住民に説明することを求めている⁵⁹。

3 京都府相楽郡精華町

(1) 概要

精華町は、京都府の南西端に位置する人口約 3 万 6000 人の町である⁶⁰。同町は、京都府、大阪府、奈良県にまたがる「関西文化学術研究都市」⁶¹（けいはんな学研都市）を構成する市町の 1 つでもある。町内には、「文化学術研究地区」⁶²として定められた区域が複数設けられており⁶³、同町では、関西文化学術研究都市建設促進法に基づく国の基本方針や京都府の建設計画も踏まえたまちづくりが進められている。

このような経緯から、同町内には、「文化学術研究施設」のほか、データセンターを含む情報通信等の様々な分野の「研究開発型産業施設」が立地しており⁶⁴、近年では、NTT グローバ

⁵⁴ 「江東区大規模建築物に係る建築計画の早期周知に関する指導要綱」（平成 26 年江都調第 381 号）江東区ウェブサイト <https://www.city.koto.lg.jp/reiki-koho/reiki_honbun/g109RG00001905.html>

⁵⁵ 江東区において、一定規模以上の建築物を建設する場合には、東京都による「東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」（昭和 53 年条例第 64 号）も適用される。

⁵⁶ 茶山瞭「データセンターが住宅街に 地域住民は建設計画に困惑」『週刊東洋経済』7225 号, 2025.4.5, pp.22-23.

⁵⁷ 江東区都市整備部「江東区データセンター建設対応方針について」2025.3.24. <<https://www.city.koto.lg.jp/395108/machizukuri/kenchiku/tatemono/hunso/documents/datacenterkensetutaiouhousin.pdf>>

⁵⁸ 「江東区大規模データセンターに係る建築計画の早期周知に関する指導要綱」（令和 7 年江都調第 801 号）江東区ウェブサイト <<https://www.city.koto.lg.jp/395108/machizukuri/kenchiku/tatemono/hunso/documents/dcyoukou20251215.pdf>>

⁵⁹ 「大規模データセンターに係る建築計画の早期周知について」2025.12.21. 江東区ウェブサイト <<https://www.city.koto.lg.jp/395108/machizukuri/kenchiku/tatemono/hunso/datacenter.html>>

⁶⁰ 精華町ウェブサイト <<https://www.town.seika.kyoto.jp/index.html>>

⁶¹ 「関西文化学術研究都市建設促進法」（昭和 62 年法律第 72 号）に基づき、文化学術研究施設、文化学術研究交流施設のほか、公共施設等を整備することを目的として建設される都市を指す。

⁶² 文化学術研究施設又は文化学術研究交流施設のほか、公共施設等を整備する地区を指す。

⁶³ 「関西文化学術研究都市（学研都市）とは」2025.6.20. 精華町ウェブサイト <<https://www.town.seika.kyoto.jp/kakuka/kikaku/1/gakken/24544.html>>

⁶⁴ 「けいはんな学研都市 各クラスターの整備状況（2025 年 4 月現在）」関西文化学術研究都市推進機構ウェブサイト <<https://www.kri.or.jp/known/facility/>>

ルデータセンター株式会社のデータセンター⁶⁵や、関西電力サイラスワン株式会社のデータセンター⁶⁶など、大規模なデータセンターの立地が進んでいる。

(2) 取組

データセンターが立地することは、固定資産税の増加等、精華町にとって望ましい面もある一方で、近年、設備の稼働に伴う騒音・排煙などにより、周辺環境への影響が懸念されるようにもなった。そのような中で、町の姿勢を問う質問が寄せられたことを受け⁶⁷、同町は、令和6(2024)年9月、「本町へのデータセンター立地について」(以下「精華町方針」)を公表した⁶⁸。

精華町方針の策定に当たっては、関西文化学術研究都市としてのまちづくりの理念が重視され、データセンターの無秩序な建設を防ぐことが念頭に置かれた。そのため、同方針では、今後は文化学術研究地区への新たなデータセンターの誘致は原則として行わないとしつつ、周辺環境と調和し、関西文化学術研究都市としてのまちづくりへの貢献が期待されるデータセンターについては、誘致することができるとしている⁶⁹。

おわりに

本稿では、我が国におけるデータセンターの概況や課題、政府が設置した検討会の検討状況や施策の実施状況を整理した。

また、地方公共団体の取組として、栃木県栃木市、東京都江東区及び京都府相楽郡精華町の事例を取り上げた。栃木県栃木市では、デジタル社会に対応した企業誘致の一環として、データセンターの誘致が行われた。他方、東京都江東区及び京都府相楽郡精華町では、データセンターが地域に及ぼす影響に対応するため、対応方針等の策定が行われた。これらの地方公共団体の置かれている状況はそれぞれに異なるが、取組が各地域における課題の解消につながるか否か、また他の地方公共団体にも波及するか否かについては、今後の動向も注目される。

政府及び地方公共団体の課題や成果を共有することにより、データセンターをめぐる課題を解消し、我が国の経済・産業の成長につなげることが望まれる。

⁶⁵ NTT ほかに「関西圏における新データセンターの建設について」2022.9.29. <<https://group.ntt.jp/newsrelease/2022/09/220929a.html>> 本データセンターの建設は、総務省の「データセンター、海底ケーブル等の地方分散によるデジタルインフラ強靱化事業」による補助が行われている(「令和3年度補正予算「データセンター、海底ケーブル等の地方分散によるデジタルインフラ強靱化事業」に係る基金設置法人による間接補助事業者の採択」前掲注(27); 情報通信ネットワーク産業協会「令和3年度、令和5年度及び令和6年度デジタルインフラ整備基金(特定電気通信施設等整備推進基金補助金)外部評価会(令和6年度)」2025.4.8, pp.6-7. <https://www.ciaj.or.jp/ciaj-wp/wp-content/uploads/2025/04/2024gaibu_dcads5.pdf>)。

⁶⁶ 関西電力サイラスワンほか「京都府精華町でのHSDC事業1号案件の計画について」2024.9.12. <https://www.kepc.co.jp/corporate/pr/2024/pdf/20240912_lj.pdf>

⁶⁷ 精華町議会においても関連質疑が行われた(精華町本会議会議録(令和5年度12月会議) 令和5年12月4日等)。

⁶⁸ 「本町へのデータセンター立地について」2024.9.2. 精華町ウェブサイト <<https://www.town.seika.kyoto.jp/kakuka/kikaku/1/26171.html>>

⁶⁹ 同上